

## 愛媛県食品ロス削減推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 食品ロス(本来食べられるにもかかわらず、捨てられる食品)の削減に向けて、もったいないの精神を活かした、オール愛媛体制による食品ロス削減運動を展開するため、愛媛県食品ロス削減推進協議会(以下「協議会」という)を設置する。

### (任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 食品ロス削減運動の普及啓発
- (2) 食品ロスの発生量推計、食品ロス削減に関する取組みや成果の情報共有及び情報発信
- (3) 食品ロス削減に関する県、市町、食品関連団体、食品関連事業者等との連携及び協働
- (4) その他必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員をもって構成し、委員は、別表に掲げる行政機関及び関係団体・事業者に属する者のうちから知事が委嘱し、又は同表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 協議会に会長及び副会長各1名を置く。
- 3 会長は、愛媛県県民環境部環境局長の職にある委員をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、任務を総括する。
- 5 副会長は、会長が指名し、会長を補佐し、会長が不在の場合は、副会長がその職務を代行する。

### (会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

### (意見の聴取)

第5条 協議会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

- 2 協議会は、必要に応じて「えひめ循環型社会推進計画評価委員会」に意見を求めることができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

## 別表

## 愛媛県食品ロス削減推進協議会 委員名簿

区 分	委 員
県内 20 市町	松山市
	今治市
	宇和島市
	八幡浜市
	新居浜市
	西条市
	大洲市
	伊予市
	四国中央市
	西予市
	東温市
	上島町
	久万高原町
	松前町
	砥部町
	内子町
	伊方町
	松野町
	鬼北町
	愛南町
関係団体	一般社団法人愛媛県食品衛生協会
食品関連事業者	株式会社フジ
	ヤマキ株式会社
フードバンク活動団体	特定非営利活動法人 eワーク愛媛
県関係課	愛媛県 県民環境部 環境局長
	〃 県民環境部 県民生活課長
	〃 〃 循環型社会推進課長
	〃 保健福祉部 保健福祉課長
	〃 〃 薬務衛生課長
	〃 経済労働部 産業政策課長
	〃 農林水産部 農政課長
	〃 教育委員会事務局 保健体育課長